

# 大村市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、国家の危機管理として対応する必要があるとあり、国民の生命・健康を保護し、生活・経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定。

特措法は、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務や、発生時の措置、緊急事態時の措置等特別の措置を定めたもので、感染症法と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図る。

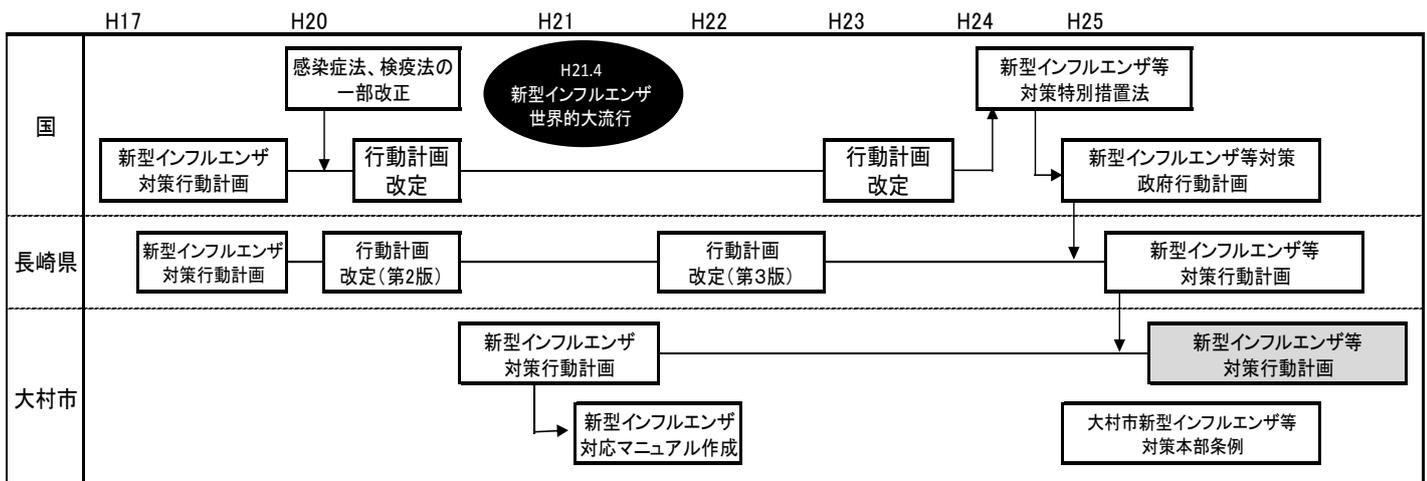
## 2 計画策定の経緯

### ●特措法第8条

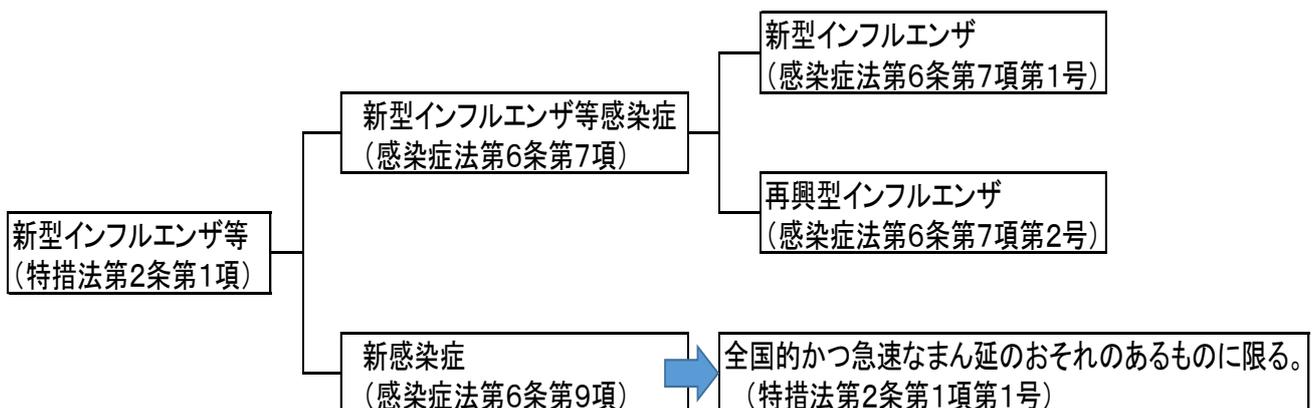
市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成するものとする。

前計画の改正で、国・県の行動計画を踏まえて作成する。

（前計画：感染症法に基づき、新型インフルエンザのみを対象疾患とした計画）



## 3 対象とする感染症



## 4 被害想定

項目		大村市	長崎県	全国
流行期間		8週間		
り患率		全人口の25%		
医療機関受診者数		約9,500～ 18,400人	約141,000～ 271,000人	約1,300万～ 2,500万人
入院 患者数	ウイルス 病原性 中等度	約390人	約6,000人	約53万人
	ウイルス 病原性 重度	約1,470人	約22,000人	約200万人
死亡者数	ウイルス 病原性 中等度	約120人	約2,000人	約17万人
	ウイルス 病原性 重度	約470人	約7,000人	約64万人
従業員の欠勤率		最大40%		

※ 市内の被害想定は、人口を94,000人とし試算

※ 新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、医療環境を含めた衛生状況等については一切考慮されていない。

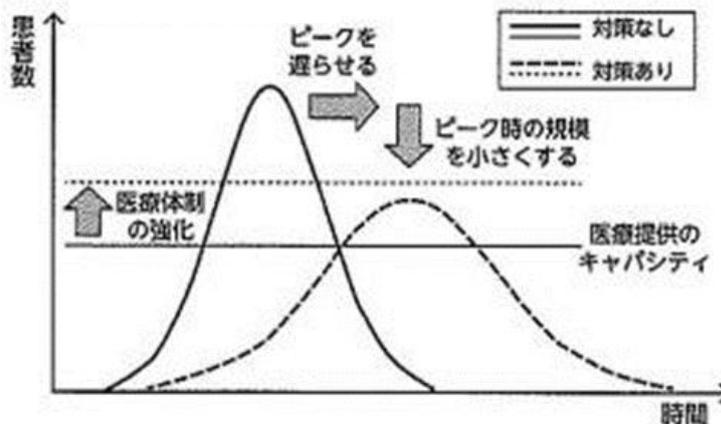
※ ウイルス病原性中等度：アジアインフルエンザのデータを参考に致命率0.53%で推計。

ウイルス病原性重度：スペインインフルエンザのデータを参考に致命率2.0%で推計。

## 5 計画の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること
- (2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

【対策の効果を表す概念図】



## 6. 発生段階と対策の基本項目

○：市が行うこと  
 ●：県が行うこと(市が協力する主な項目のみ抜粋)  
 ★：緊急事態宣言が出されて、必要に応じ実施する措置項目

発生段階	国	発生段階		国内発生早期	国内感染期	小康期	
	県	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期		県内感染期
発生状態	市	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	国内で患者が発生しているが、市内では発生していない状態	県内で患者が発生し、患者の接触歴を疫学調査で追える状態	市内で患者発生 県内発生患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	患者が減少し、低い水準でとどまっている状態
対策の基本項目	対策の考え方	・発生に備えた体制整備 ・発生に備えた情報収集と情報提供	・国内発生をできる限り遅らせる ・県内・市内発生に備えての体制整備	・市内発生をできる限り遅らせ、早期発見に努める ・市内発生に備えた体制整備	・市内での感染拡大を抑える ・健康被害、市民生活・経済への影響を最小限に抑える	・市民生活・経済の回復 ・第二波に備えた第一波の評価	
	実施体制	○危機管理調整会議の開催 ○業務継続計画、マニュアル等の作成 ○関係機関との連携(情報交換等の実施)	○(国・県が設置後)対策本部の設置と運営(★緊急事態宣言後、特措法に基づく設置) ○関係機関との連携強化	○対策本部の運営と対策の実施(★緊急事態宣言後、特措法に基づく設置) ○関係機関との連携強化	○対策本部の継続と対策の強化 ○関係機関との連携強化	○対策本部の廃止 ○対策の評価・見直し	
	サーベイランス・情報収集	○情報収集(県等と連携した) ○情報の集約体制整備 ●季節性インフルエンザや感染症等の状況、学校等における集団発生状況 ●国と連携した情報収集	○情報収集(県等と連携した) ●季節性インフルエンザや感染症等の状況、学校等における集団発生状況 ●発生状況、対策、医療体制等の情報収集	○情報収集(発生状況、医療体制、感染対策、日常生活等に関する情報) ●患者の発生状況等 ●医療体制、日常生活等に関する情報収集	○情報収集(発生状況、医療体制、日常生活、入院患者・死亡者発生動向等) (患者増に伴い全数把握は中止)●集団発生等の把握 ●入院患者・死亡者等の把握 ●医療体制、日常生活等に関する情報収集	○情報収集(発生状況、医療体制、日常生活等の回復、被害等) ●集団発生の状況、第二波発生の可能性の状況 ●日常生活等の情報収集	
	情報提供	○情報提供と提供体制の整備 ○共有体制の構築 ○相談窓口の設置準備	○多様な媒体を用いた情報提供 ○県等との情報共有 ○相談窓口の設置	○多様な媒体を用いた情報提供 ○県等との情報共有 ○相談窓口の強化	○多様な媒体を用いた情報提供 ○県等との情報共有 ○相談窓口の継続	○多様な媒体を用いた情報提供 ○情報提供と共有体制の見直し ○相談窓口の縮小	
	予防・まん延防止	○個人、地域、職場における感染対策の普及 ○発生時の対策(社会活動の制限等)の周知 ○予防接種体制整備 ・特定接種への協力(対象者把握等) ・住民接種の体制整備	○個人、地域、職場における感染対策の普及強化 ○流行地域への旅行等の自粛等の協力要請 ○水際対策について県や検疫所との連携強化 ○予防接種体制整備・協力 ・特定接種への実施(市職員)と協力 ・住民接種の準備、情報提供	○個人、地域、職場における感染対策の普及強化 ○適切な受診勧奨等の協力要請 ○社会活動制限等の検討・要請(★)(不要不急の外出、イベントや集会等の開催自粛、施設の使用制限等) ○水際対策について県や検疫所との連携強化 ○予防接種の実施 ・特定接種への実施(市職員)と協力 ・住民接種の開始	○個人、地域、職場における感染対策の普及強化 ○患者等への対応、適切な受診勧奨等の協力要請 ○社会活動制限等の要請等(★)(不要不急の外出、イベントや集会等の開催自粛、施設の使用制限等) ○予防接種の実施 ・特定接種への実施(市職員)と協力 ・住民接種の継続	○個人、地域、職場における感染対策の普及 ○施設・事業所等における感染対策 ○予防接種の実施 ・第二波に備えた住民接種の継続	
	医療	○医療提供体制の整備(県等と連携した) ○在宅療養患者への支援体制の整備 ●地域医療提供体制整備	○医療体制の整備(県等と連携した) ○在宅療養患者への支援体制の整備 ●地域医療提供体制整備 ●帰国者接触者外来、帰国者接触者相談センターの設置	○医療提供体制の整備(県等と連携した) ○臨時医療施設の準備 ○在宅療養患者への支援策の準備 ●医療提供体制の整備(状況に応じた一般医療機関での診療体制含む) ●帰国者接触者外来、相談センターの運営	○医療提供 ○臨時医療施設の確保(★) ○在宅療養患者への支援 ●医療提供体制の整備 ●一般医療機関における診療の開始 ●臨時の医療施設の設置(★)	○通常の医療提供体制への回復 ○在宅療養患者への支援	
	市民生活及び市民経済の安定の確保	○事業所への対応(業務継続計画の策定、備蓄等の周知) ○要援護者の把握と支援体制整備 ○埋火葬業務体制整備(火葬能力の把握等) ○廃棄物処理体制整備等(業務継続計画の策定等) ○物資・資材の備蓄、設備整備等	○事業所への対応(業務継続の準備、感染対策の実践等の周知) ○要援護者への生活支援の準備 ○埋火葬業務体制整備 ○廃棄物処理体制整備等(業務継続の準備、感染対策の実践等の周知) ○物資・資材の備蓄、設備整備等	○事業所への対応(業務継続の準備、感染対策の実践等の周知) ○要援護者への生活支援の準備 ○埋火葬業務体制整備 ○廃棄物処理体制整備等(業務継続の準備、感染対策の実践等の周知) ○物資・資材の備蓄等 ○水の安定供給(業務継続計画に基づいた体制整備)(★) ○生活関連物資等の安定確保(消費者としての適切な行動の呼びかけ等)(★)	○事業者への対応(業務継続計画の実施、感染対策の実施要請) ○要援護者への生活支援 ○発生状況に応じた埋火葬業務の実施(★特例による稼働) ○一般廃棄物・感染性廃棄物の円滑な処理 ○物資の支給及び在庫管理 ○水の安定供給(業務継続計画に基づいた体制整備)(★) ○生活関連物資等の安定確保(消費者としての適切な行動の呼びかけ等)(★)	○事業者への対応(業務再開と対策の評価分析による第二波に備えた順の周知) ○要援護者への生活支援 ○第二波に備えた準備・対策の評価・見直し ○生活関連物資等の安定確保(消費者としての適切な行動の呼びかけ等)	